

令和6年度(2024年度)
第3回 熊本市障がい者自立支援協議会

地域生活支援拠点等の整備 (進捗報告)

令和7年(2025年)3月3日(月)
熊本市 障がい福祉課

地域生活支援拠点等の整備とは

障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」等を見据えて、国が示している居住支援の5つの機能（相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入れ・対応、地域の体制づくり等）について、各市町村等が地域の実情に応じた創意工夫により整備を進める必要がある。

<居住支援に必要な5つの機能>

(1) 相談

(2) 地域の体制づくり

(3) 緊急時の受け入れ・対応

(4) 体験の機会・場の確保

(5) 専門的人材の確保・養成

熊本市障がい者生活プラン(R6-9年度)

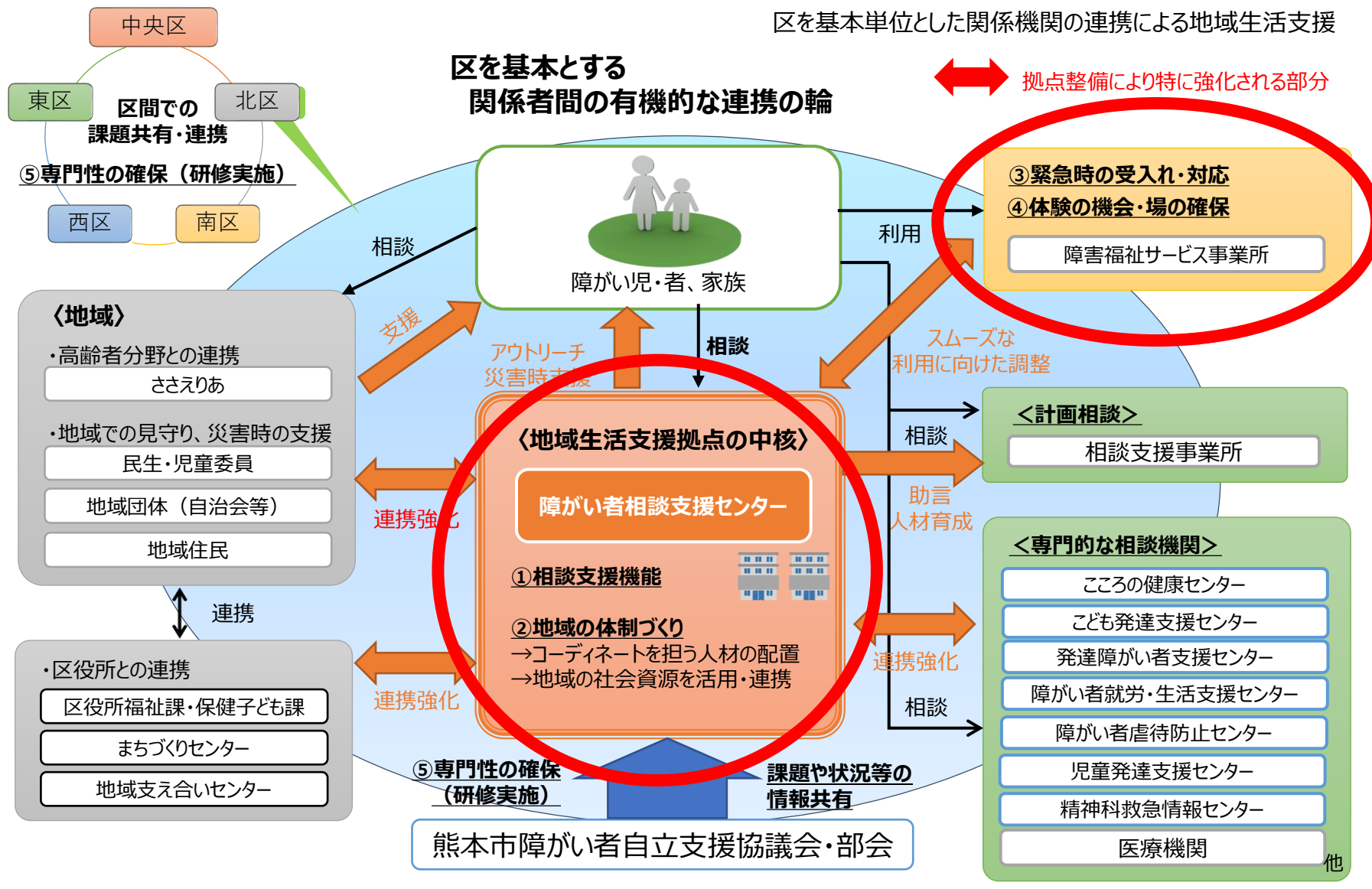
・障がいのある人の高齢化や障がいの重度化、親なき後も見据え、障がいのある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、地域の社会資源を活用した居住支援の機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）の充実に取り組みます。

第7期熊本市障がい福祉計画（R6-8年度）

<国の基本指針>

令和8年度末までに、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

【熊本市の整備イメージ図】



居住支援の5つの機能への対応

(1) 相談

(2) 地域の体制づくり

(5) 専門的人材の確保・養成

障がい者相談支援センターで実施

様々な場面で研修等を実施

(3) 緊急時の受け入れ・対応

(4) 体験の機会・場の確保

取組に課題がある

<課題>

(1) (2) (5) については、障がい者相談支援センターと連携協力を図りながら進める事ができているが、(3) (4) については、進め方に課題がある。

(1) 相談

【国が求める機能】

常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に必要なサービスのコーディネートや相談・支援を行う機能

【本市の取り組み】

- ①障がい者相談支援センターの設置（H27年度～）
 - ②同センターに相談支援機能強化員を配置し、専門性を確保（H27年度～）
 - ③同センターを基幹相談支援センターに位置付ける（R3年度～）
- ・ 地域における困難ケースへの対応や、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に
必要なサービスのコーディネートや相談、その他必要な支援を行っていく。



(2) 地域の体制づくり

【国が求める機能】

地域のニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

【本市の取り組み】

- ①障がい者相談支援センターに地域支援員を1名ずつ配置する。(R3年度～)
- ②同センターで地域支援事業を実施し、関係機関間のネットワークづくりを行う。(R3年度～)
- ③地域における社会資源を整理し、見える化を図る準備を行っている。

(地域支援事業)

- ・地域における障がい福祉に関する様々な関係機関とのネットワークの構築及び連携
- ・アウトリーチの実施
- ・社会資源の情報収集や共有化、開発等
- ・地域における障がい者等への理解促進
- ・災害時における障がい者等の支援体制の構築



(3) 緊急時の受け入れ・対応

【国が求める機能】

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保したうえで、緊急時の受入や医療機関への連絡等の対応を行う機能

【本市の取り組み】

①緊急時の受入対応ができるサービス施設の確保

- ・対象施設をどうするのか？
⇒施設入所支援、短期入所、GH（日中サービス支援型）など
- ・施設の空き情報の見える化
⇒協定締結、KP5000の活用など

②緊急時の受入の際の手順の作成

- ・緊急時の受入の際のフローチャートの作成

③サービス施設以外での受け入れ先の確保を検討

- ・サービス施設以外での受け入れ先の検討



(4) 体験の機会・場の確保

【国が求める機能】

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、グループホーム等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

【本市の取り組み】

① GHの空き情報の見える化を図り、関係機関で情報把握できる環境を整える。

- ・ 情報発信サイトの住まいプラグ(KP5000)の活用。
- ・ GHへの説明会等を行いながら、住まいプラグへの登録促進を図り、関係機関が空き情報が把握できる環境を作る。

② 体験の機会・場を提供できるGHを確保。

- ・ 市内のGHの研修会や交流会の実施
⇒ GH間のネットワークづくり
- ・ 障がい者相談支援センターと連携を図りながら、体験の機会・場を提供できるGHの確保へ。



(5) 専門的人材の確保・養成

【国が求める機能】

専門的な対応を行うことができる体制の確保や人材の養成を行う機能
(医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者等)



【本市の取り組み】

① 市内の相談支援専門員のスキルアップ

- ・ 障がい者相談支援センターの役割として、市内の相談支援専門員に対する研修やネットワーク会議等を通じて、専門的な知識を向上させ、スキルアップにつなげる。
- ・ 地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う主任専門相談員の配置を増やす。

② 医療的ケア児等コーディネーターの配置

- ・ 医療的ケア児の支援に必要な知識を有する人材の育成(養成研修等)に取り組み、障がい者相談支援センターにコーディネーターの配置を行う。

③ その他

- ・ 児童発達支援センター機能強化事業を通じて、障害児通所支援事業所の職員に対する研修等を実施し、スキルアップに繋げる。
- ・ 障がい者自立支援協議会の各専門部会において、研修やグループワークなどを実施し、障がいのある方を支援する者のスキルアップを図る。

今後のスケジュール

	年度		
	R6	R7	R8
①相談	○障がい者相談支援センター ・地域における困難ケースへの対応 ・地域支援事業の実施 ⇒関係機関のネットワークづくり ⇒地域資源の整理（地域資源マップ、障がい児・者福祉サービス利用開始までの流れ作成）	継続	継続
②地域の体制づくり			
③緊急時の受入対応	・GH交流会の実施	・拠点コーディネーターの役割の明確化 ・アンケート調査の実施（入所施設、GH、相談支援事業所、当事者等） ・協力施設のリストアップ ・想定される利用者の把握 ・受入時のフローチャート作成 ・施設以外の情報収集（養護老人ホームの活用など） ・緊急時でも在宅で生活を送ることができるサービス等の整理、開発 ・施設等との協定検討	・受け皿の確保 ・想定される利用者の登録
④体験の機会、場の確保	・住まいプラグの活用、情報更新		
⑤専門性の確保	・各種研修の実施、人材の養成 ・障がい者相談支援センターに医療的ケア児等コーディネーターを配置	継続	継続